

諮問の根拠等

■ 徳島県青少年健全育成条例〈抜粋〉

(有害がん具類の販売等の制限)

第十一条 知事は、がん具類の構造若しくは機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、又はその形状、構造若しくは機能が著しく性的感情を刺激し、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、当該がん具類を有害がん具類に指定することができる。

2 前項の指定は、その旨及びその理由を告示することによつて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、当該がん具類の販売を業とする者に対する通知をもつて告示に代えることができる。

3 次の各号のいずれかに該当するがん具類は、第一項の規定による指定があつたがん具類とみなす。

- 一 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、別表第二に定める形状、構造又は機能を有するもの
- 二 使用された下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着

4 がん具類の販売を業とする者は、第一項の規定により指定を受けたがん具類(前項の規定により第一項の規定による指定を受けたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。)を青少年に販売し、又は譲渡してはならない。

5 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害がん具類を所持させないように努めなければならない。

※ 第十一条第四項の規定に違反した者は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金

(審議会への諮問等)

第二十三条の二 知事は、第五条の二の推奨、第七条第一項の指定、同条第四項の指定の取消し、第八条第一項の指定、同条第三項第三号ハの指定、第十条第一項の指定、第十条の二第一項の指定又は第十一条第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項本文の推奨、指定又は指定の取消しをしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。